（地方公営企業法の一部改正）

第四十六条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四十七条　旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の六第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十一項中「又は」を「、又は」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四十八条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十一項中「又は」を「、又は」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第四十九条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの

第四章　法務省関係

（弁護士法の一部改正）

第五十条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第四号とする。

第十七条第一号及び第三十条の二十二第四号中「第七条第一号又は第三号から第五号まで」を「第七条各号（第二号を除く。）」に改める。

第三十三条第二項第六号中「よる登録取消しの請求」の下に「及びその実施のために必要な手続」を加える。

（司法書士法の一部改正）

第五十一条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。

（保護司法の一部改正）

第五十二条　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第十二条第四項ただし書中「又は第二号」を削る。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第五十三条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正）

第五十四条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第五十五条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号を削り、同条第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五　心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第五十六条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号イを次のように改める。

イ　心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第五条第七号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。